

十八世紀後半の酒田湊御米置場

本間 勝喜

はじめに

酒田湊には、近世前期の寛文十二年（一六七二）に建設され、それより幕末・維新时期まで二百年にも及んで、江戸・大坂廻米に向けられる出羽幕領御城米を一時保管するための御米置場（瑞賢倉）が置かれていた。

御米置場は江戸時代の酒田湊を代表する施設の一つであったといえる。しかし、二百年を通して同じ形や広さをしてきたわけではなかった。また設置場所が固定していたわけでもなかった。

火災の被害を受けたり、最上川の洪水による欠崩れなどにより何度か改築されたり、移築されたりしたし、また利用する側の事情が変更したりしたためである。年代によつて形、広さ、配置、場所等に変化が加えられたのである。

本稿では、明和年間（一七六四〜七二）の本間光丘による移築を中心に、十八世紀後半における御米置場の出来事や災害・普請について述べたものである。

一、宝曆・明和年間の状況

宝曆八年（一七五八）七月十三日、酒田・伝馬町から出火して北西風のもとで一四七九戸を焼失する大火となった。下山王社も焼けたが、御米置場には被害が及ばなかった。

同じ年の春、本間光丘は御米置場の後から山王山と鎮守日枝神社の境内を中心に、南は最上川川岸から北は長坂（光ヶ丘松林）に至る一千間、東西二五〇間の砂丘に植林工事を行った。近世前半の絵図には御米置場付近に松林などが描かれていないのに、後半の絵図に松林が描かれているのは、それ以後の植林によるものとみられる。

ところで、明和五年（一七六八）頃の記述に、

…式拾年已来年々欠崩候処、五拾間計ト相見へ候

と記されているので、寛延年間（一七四八〜五一）頃から最上川の水勢により御米置場付近の土手の欠崩れが進行し、明和五年頃には五十間（約九十メートル）ほどに及んでいたとする。御米置場自体にも被害が及んだはずである。事実、宝曆五年（一七五五）六月の「御米置場絵図面」も御米置場自体が一部欠崩れたことを示していた。その後も一層被害が拡大していたことであろう。そのため、

…以前より此御普請御沙汰有之候処、人数積拾八万人与申事二付相止居候、尤庄内二郡八組郷中懸り之高掛ヶ御人足ニ御座候得共、過分人歩相懸候間段々相延…

と、庄内藩では以前から修覆工事を行うべく検討をしていたが、必要とされる人足が十八万人とも見積られ、庄内藩領全領から高掛りで徴発するとしても余りにも過重となるからと決定されないまま工事が延々になつていくとする。因に、高百石につき百人程度の人足になるはずで、平均的な村高三百石の村で三百人もの人足を出すことになり、延べ人数と

はいえそのままでは大変に過重な徴発であることが知られる。

もちろん、その間工事を全く実施しなかったというのではなく、部分的な普請は行ってきたようである。例えば、庄内藩の中老竹内八郎右衛門の日記に宝暦十三年（一七六三）二月二十二日のこととして、

…酒田御町奉行より御米置場痛之義申来候付、御普請奉行へ申付候、外廻り痛之義ハ御郡奉行へ申付候様にて御郡代江申達候…

と、洪水によるものか酒田町奉行（中田七郎兵衛）より御米置場の破損の件で報告があつたので、御米置場の方は普請奉行に申し付け、周囲の土囲などの方は郡代を通じて郡奉行に申達したとする。最上川を川下げした村山郡幕領の御城米がそろそろ御米置場に搬入される時期であり、工事は相当に急いで行われる必要があつたはずである。

翌明和元年閏十二月晦日に、庄内藩は幕府に対し江戸留守居役の名前で次のように御米置場の工事を出願していた。もはや部分的な工事では凌ぐことが難しくなってきたものとみられる。

酒井左衛門尉領分出羽庄内酒田湊御米置場西之方角之处五間程欠込申候二付、絵図朱引之通五間程柵引退候仕度奉存候^⑧

一、山形御料御城米御廻米相成候者例年より御廻米高相増可申与奉存候、右御米置場凡七万俵程御米入候積二御座候処、年々大概五、六万俵程之御廻米高ニ御座候得共、最上より川下ケ下り切不申候内ニ海船へ順々ニ積渡シ申候故、御米置場御囲江一^(併)は二積入候儀茂無御座候間、山形御料御廻米相増候而も当時之御囲ニ積余リ候儀有御座間敷哉与奉存候得共、万一海船遅着仕御囲内ニ御米積余候儀も難計奉存候付、絵図朱引之通東南之方江長四拾貳間・幅拾間当分簀圍仕、積余候御米之分入置候様仕度奉存候、例年之通海船遅着不仕候得者、御米置場ニ御廻米積余候儀茂有御座間敷哉与八奉存候得共、万一御差支ニ相成候節之為、右之通簀圍仕申候、此段被御聞置可被下候 以上

閏十二月晦日

大野与一右衛門

この願書では二つの工事について出願がされていた。

第一に、御米置場の西側が五間ほど欠崩れたことから、北側へということであろうか、五間ほど御米置場を移動したというのである。宝暦五年（一七五五）頃にすでに欠崩れが始まっていたのであるが、それが一層進行しつつあったものであろう。

第二は、山形藩領が一時幕領となり、そのため御米置場に積入れられる御城米が増加して、万一の場合積入れることができない御城米が存在しえると考えられることに伴う応急的な工事のことである。すなわち、明和元年（一七六四）に山形藩主の松平乗佑が三河国西尾に転封となって、それより同四年まで代わりの藩主が任命されなかったことから、足かけ四カ年、本来は山形藩領付きである表高三万七千石（実高四万一千石）⁽⁹⁾ほどが幕領となった。それに伴い、村山郡幕領の高が二三万二千石ほどに及び、近世を通じて最大になったとみられる。⁽¹⁰⁾そのため御米置場に積み入れられる御城米が増加することになる。

御米置場は最大で七万俵程度を積み置くことができるのであるが、これまでの搬入高はせいぜい五、六万俵程度の御城米であったし、海船が入湊して適宜御城米を積込んだので、御米置場に御城米が満杯になることはなかった。今回、山形領の御城米が加わるとしても、御米置場に入りきらないことはないはずであるが、万一海船による廻米が順調でない場合は入りきらずに余る御城米が出る可能性もありえる。そこで、それらを考慮して、御米置場の東南側に長さ四十二間（約七十六メートル）、幅十間（約十八メートル）の所を当分の間簀圍して、臨時の御米置場を別に設けて、御米置場に入りきらない御城米を入れ置くように工事をしたというものである。

破損の箇所を補修する程度の場合とはかく、御米置場を改築したり移築したりなど現状にかなりの変更が行われる場合には、庄内藩は幕府に願出て許可を受けることになっていたようである。

右のような庄内藩よりの願書に対し、幕府は翌明和二年（一七六五）正月付で勘定奉行の名前で次のような書付¹⁰を与えて許可した。

一色安芸守

御領分羽州庄内酒田湊御廻米置場西之方角五間程欠込候付、右之間数程柵引退度由、且山形御料御廻米茂可有之哉、左候得者例年より御廻米高相増候二付、東南之方江長四拾貳間・幅拾間当分簀圍被致御廻米入置候積被取計候由、書付絵図面ヲ以被申聞趣令承知候 以上

正月

この許可書により正月から二月にかけて急ぎ工事が行われたはずである。ただ、三年後の庄内藩主の名前での幕府への伺書¹²に、

…只今迄川欠有之節、御勘定奉行江相違、当分簀圍二仕、御米差置申候…

とあるので、山形領の御城米等に備えての当分簀圍の方は工事が実施されたことがほぼ確認できるが、五間（約九メートル）移動する件は工事が実際に行われたかどうかは不明である。かなりの工事と思われるが、幕府の許可を得たうえは実施したとみるべきであろうか。

その後も御米置場の被害は続いた。『庄内経済年表』（昭和十三年刊¹⁴）によれば、出典は明示されていないが、

○明和三年（一七六六）三月

酒田雪融け洪水のため御米置場の柵際まで崩壊し、川欠の患あり、よつて藩主方案を具して幕府に上る。

○明和四年

酒田「瑞軒倉」洪水のため破壊される

とあり、明和三年、四年と引続き御米置場に被害があったことが知られる。殊に四年の場合はかなり大きな被害だったとみられる。更に翌五年春に雪融け洪水の被害が加わったのであった。そのため、またまた普請が必要となったようである。家老になった竹内八郎右衛門の日記に、同年二月四日のこととみられるが、

一、酒田御米置場雪水痛二付先月廿九日堀平大夫見分ニ罷越、絵図面持参、今日指出候右絵図を以御普請奉行江御普請申付候、尤山木切出之事、木数書付御郡代江指出候様ニ申付候

とあり、雪融け水の被害があつて、一月二十九日に郡奉行堀平太夫が現地の見分¹⁶に赴き、御米置場工事の絵図面を作成して藩庁に提出したので、その絵図面に基¹⁷づき藩では普請奉行に工事を申付たし、同時に、伐出される木数についての書付を郡代の方に提出することを命じたのである。三日後の二月七日に御米置場絵図面及び伐出する木数の書付、鉄物入目書付が提出されたので、郡代へ廻されたのであつた。同十二日に普請奉行が出頭し、改めて御米置場絵図面を提出すると共に、

…御普請方御役人一人当分被仰付被下度申聞候間、御組頭江申達候¹⁸

と、普請奉行の配下の普請方役人一名を御米置場工事中に酒田に常駐させることになったようである。日程が差迫つていたことであり、直ぐに工事が始まつたとみられる。しかも、二月二十二日になつてのこと、

…御城米当年八万百四十俵程と沙汰二仕候由浦役人申出候由申聞候…

と、本年御米置場に積入れられる御城米は八万〇一四〇俵ほどであることが御城米浦役人より伝えられた。本来の御米置場だけでは間に合わないのので、四年前の明和元年に当分として簀圍された施設がなお利用される必要があつたことになる。

なお、簀圍の地については、同じ明和五年二月初めの時点で、

一、右御米置場簀田之場平均候義、去年中迄も御郡奉行より郷方普^(新カ)申付候得共、右地所平田・遊佐之分二も無之、酒田御町奉行支配地ニ御座候、殊ニ簀田之繩張出来候上ハ全御米置場と相心得、酒田町役ニテ普請可仕義と致評議候旨御郡代並御郡奉行堀平大夫申聞候間、其段金井男四郎へ御郡代衆より被申越候様ニ申付候⁽¹⁹⁾

と記され、簀田の場所は整地が不十分だったものか年々地均しの作業が必要だったようである。前年四年までは地均し工事は郡奉行を通じて郷方に命じられてきたが、その地所は郷方に属さず、簀田された以上は御米置場と見做されるので、酒田町方で普請すべきであると郡代・郡奉行たちが判断したというので、酒田町奉行金井男四郎へ伝えるようにと申渡したとする。数日後、酒田町奉行が了承したので、本年からは酒田町方の人足で地均しが行われたはずである。

本来の御米置場の工事は、三月半ば過ぎに終了したようであり、同十九日に郡代中田七郎兵衛や普請奉行らが見分に赴くことが命じられた⁽²⁰⁾。すでに御城米の川下げは始まっていたはずであるが、早くに到着した分は簀田した当分施設の方に積入れられたのであろう。そのため、簀田の方に特別に番人六人が置かれたのである。五月下旬になって、簀田の方に御城米の積置きがなくなったためか、五月二十五日に

…石川猪大夫酒田簀田御米置場番人六人引上ケ候段相届候⁽²¹⁾

と、物頭石川猪太夫より番人六名が引上げたと届けがあったのである。

二 本間光丘による明和年間の移築

(一)

明和五年（一七六八）の御城米の保管業務は簀罎などを利用して何とか間に合わせる事ができたが、欠崩れなどが進行し、そのままではもはや翌六年の御城米搬入は不可能であり、同年中に本格的な移築を行う必要があった。前出の「御米置場修築」収録の文書で、過大な人足が必要とされたことから工事が延々になったとしていたが、そこでは続けて、
…式拾年己来年々欠崩候処、五拾間計ト相見へ候⁽²³⁾

と記されており、二十年以来というので寛延年間（一七四八―五一）頃からということになるが、年々欠崩れて、その規模は本来の川岸から五十間（約九十メートル）ほどに及んでいたとする。当然御米置場自体も三分の一程度は欠崩れていたことが推測され、損害が重大になり、ここに至っては本格的な大工事が避けられないことになったのである。工事に向けた動きは明和五年春からあったものであろうが、史料上は家老竹内八郎右衛門の日記の同年三月二十四日と思われる次の記述が今のところ初見である。⁽²⁴⁾

一、酒田御城並御米置場御普請所為見分、当十九日彼地江罷下候様二中田七郎兵衛・両御普請奉行・堀平大夫江申付候、本間久四郎江も其旨申付候、酒田御町奉行金井男四郎江も御米置場致見分候様、今日以村遣申遣候

酒田の亀ヶ崎城及び御米置場の普請個所を見分するために、三月十九日に郡代中田七郎兵衛、鶴岡・酒田の両普請奉行、郡奉行堀平大夫が酒田に赴くように命じ、またその件を酒田豪商の本間光丘にも申し伝えたとする。光丘に酒田で普請個所の見分に加わるようにということであろう。別に酒田町奉行の金井男四郎にも御米置場の見分をするように今

日申達したともする。五日後の三月二十九日のこととみられるが、

一、中田七郎兵衛・両普請奉行・堀平大夫・本間久四郎罷出、御米置場御普請之義、委曲申聞候⁽²⁵⁾：

とあり、見分を行った後、藩の老職たちにその報告をするとともに、御米置場の普請について討議し、一応の決定をみたものであろう。そして、四月初めには御米置場普請の仕用書及び絵図面が作成された⁽²⁶⁾。今回の普請は、数十間移築するという工事であり、藩の財政難のもと、本間光丘の資力に全面的に依存するものであったので、同人方で前もって普請仕用書を準備していたものと思われる。それらの仕用書・絵図面については四月四日に老職たちへ説明が行われたうえで、質疑応答があつた⁽²⁷⁾が、基本部分はそのまま承認されたと考えられる。

なお、右の普請仕用書の文言⁽²⁸⁾によれば、

：当年中ニ御企可被為仰付候者、当秋より取掛、来春迄ニ出来致候様ニ可仕と奉存候、若来春御米川下ヶ前迄ニ御普請所相残り候者、唯今迄之通当分簀圍ニ仕、御用之御間ニ合候様ニ可仕候

というように、御米置場の工事は明和五年秋に着手し、来春までに完成させる予定にしていたが、来春になって万一、御城米の川下げが始まるまでに完成せず、一部工事が残っている場合、現在使用している簀圍をそのまま利用して、とりあえず間に合わせるというものであつた。

数日して酒田に戻つた光丘は四月八日に酒田町奉行所で町奉行の金井男四郎や御城米浦役人の小幡嘉吉と面談して、御米置場の番所など諸建物の間数のことを尋ねて、間数図を作成したうえで、それらを四月九日に、この度の普請を担当する郡代中田七郎兵衛のもとに送つたのであつた⁽²⁹⁾。それらの関係書類・図面のもとに、老職と郡代たちで改めて工事の内容について確認したものである。そして、それらを江戸に送り、藩主の裁可を得たうえでのことであるが、五月十五日に藩主酒井左衛門尉（忠徳）の名前で正式に幕府に普請の伺いがなされた。大きな工事になるための措置であつたが、出羽御城米の廻米に関わる伺いであり、勘定奉行の担当の案件であつた。その伺いは次のようなものであつた⁽³⁰⁾。

私領分羽州庄内酒田湊御米置場欠崩候、度々御勘定奉行江相達、指図之上段々柵引退申候得共、水勢今一兩年茂経候者致方茂有御座間敷様子ニ付、在所役人共見分之上申越候趣、左之通

一、新御米置場 間敷長八拾貳間三尺

幅四拾五間

此内四拾間新規築出シ

一、同所東之方 谷

但、深サ貳丈五尺之所、引平均埋立

一、同所北之方 谷

但、深サ貳丈七尺之所、引平均埋立

一、同所前通川岸迄 三拾五間

此所三壇（原）ニ土俵ニ而築立、柴敷候積リ

下通幅五間

一、同所三方 敷廻リ

此所土俵ニ而築留、柴附候積リ

右之通仕候得者、只今迄之御米置場平地より高サ貳丈七尺ニ候所、今度七尺引平均、川岸より貳拾五間引退、後之谷を埋、四拾間之所新規ニ致築地候、尤七尺引平均候而茂サ丈之高サニ致出来候間、洪水等ニ茂少茂氣遣無之趣ニ付、繪図面之通奉伺候、伺之通被仰付候者、当秋より取掛、来春迄ニ致出来候様ニ可仕候、若来春御城米川下ヶ前迄ニ出来致兼候者、只今迄川欠有之節、御勘定奉行江相達、当分簀圍ニ仕、御米差置申候、此度茂右同様之積ニ可仕候、依之以繪図面奉伺候 以上

五月十五日

御名

酒田湊の御米置場の地が最上川の水勢により段々と欠崩れてきたので、庄内藩では度々勘定奉行所に報告し、指図を受けて、その都度土圍の柵を引移してきた。しかし、このままの水勢がもう一、二年も続けば、どうしようもなくなると判断されることから、国元の役人たちが見分したうえで、移築案を作成し送付してきたとして、続けて普請仕用の部分を書き記していた。四月に本間光丘の方で作成したものと基本的に同じものであった。すなわち、新しい御米置場は、内部の間数が長さ八十二間三尺（約一四九メートル）、幅四十五間（約八十一メートル）であった。面積が三七二・五坪ということになる。そのために、まず、欠崩れが進行していたので、川岸より二十五間だけ後方に引き退くと共に、後の谷を埋め立てて、新しく四十間の敷地を造成するものであった。なお、以前の御米置場は平地から二十七尺（約八・一メートル）あつたが、今回は七尺（約二・一メートル）低くして、二十尺（約六メートル）の高さとするものであった。おそらく、谷を埋め立てるのに必要な土・砂等の確保が十分でなかったことによると思われる。また御米置場から川岸まで三十五間（約六十三メートル）の距離があつた。川岸の所は土俵や柴を使って三段に築き立てるとする。

その後の経過であるが、先の伺書は五月十五日付になつていたものの、

：五月廿四日御用番松平右京大夫様江御窺書を以被仰上候所、当八日御窺之通御普請被為遂仰候趣、一昨日御飛脚到着申来候、依而本間久四郎江申渡候、右之通御普請被仰出候二付、其方江右御普請御用懸被仰付候間、此度於江戸表御差出之絵図面御扣並御窺書写老通永久四郎江御渡可被成旨申来候間、則相渡候、御窺之通当秋中より御普請取懸可申候…

と、実際には九日後の五月二十四日に御用番の老中松平右京大夫（輝高）に提出されて、六月八日に伺い通りに許可となつた。国元には飛脚によって六月二十日に知らされた。

そして、六月二十二日に鶴岡城内の家老詰所に本間光丘が呼び出された。家老の松平甚三郎（久敬）・竹内八郎右衛

門（茂昆）・水野勘解由（重邦）・石原平右衛門（允藏）、郡代の中田七郎兵衛、普請奉行の坂部九兵衛・山内五右衛門、郡奉行の堀平太夫が列座する中で、本間光丘に伺い通りに普請することが許可されたことを伝え、同人を正式に御普請御用懸に任命すると共に、伺い書写しと絵図面の控えが引き渡されて、当年秋に普請に取りかかるようにと申し渡された。その際、特に「大双成儀諸事手配等辛勞ニ可有之候得共、永代之義格別成御奉公ニ候間、弥精勤候様」にというように、大普請になるので大変な辛勞となろうが、御米置場を盤石にするための特別な奉公であるので一層精勤するようにと命じられたのであった。庄内藩は当時著しい財政難の状態であったので、資金の上で本間光丘への全面的な依存によつて大工事を行うものであった。

工事は秋に入つて始められた。工事の様子については、まず

依而八月七日より御普請初、毎日人数式百五拾人其余、殊ニ当月十四日迄風雨共無休日、朝六ツ時より人揃人仕事砂六尺四方壹升也、是を持運ヒ谷ヲ埋築立、遠場六拾間迄持、此所六合持定、路法リニ致一日五里半歩ミ数也、中分三拾間ト見候而積高也³⁵

とあり、工事は八月七日（新曆九月十七日）に始まった。まだ稲刈などは済んでいなかった時期であろう。人足は主として酒田の方から徴発することを予定していたものであるか。毎日人足は二五〇人以上出たのであったが、十四日までは風雨に関係なく休日をとらずに工事を行ったという。朝は六ツ時（午前六時頃）より人数が揃つたというので、かなり早い時刻から作業を始めたものである。気合を入れて普請に取り組んでいたことがうかがえよう。

一人が一回に運ぶ分で砂六尺（約一・八メートル）四方の量を一升とみなすとする。これを持運んで谷を埋め立てて土台を造るものであった。持運ぶ距離は平均して三十間（約五十四メートル）とみなしたが、例えば距離が六十間の場合は六合を持運ぶことで作業の公平化をはかったのであった。そして、人足一人が一日に運ぶ距離は五里半に及ぶとされていた。平均すると一日に人足一人が四〇〇回程度運んだことになろうか。

家老竹内八郎右衛門の日記に、同年十月十一日のこととして、

一、当日迄二御米置場、谷埋成就仕候段、本間久四郎相届候：

と記されており、十月十日（新曆十一月十八日）までに基礎工事に当たる谷を埋立てる作業を完了したことが本間光丘より報告があつたとする。ほぼ二カ月を要したことになる。

基礎工事ができると直ちに、本体である御米置場自体の工事に着手したのであつた。そして、右の日記の同年十一月七日のところには、

：御米置場不残出来二付、本間久四郎江中田七郎兵衛同道にて於席逢申候、右二付下役御足輕等褒美之義、久四郎内願之通申付候：

とあり、十一月七日（新曆十二月十五日）までに御米置場の工事も一応完成したので、本間光丘と今回の普請担当の郡代中田七郎兵衛が同道で鶴岡に行き、竹内家老と会つた。工事完成の報告のためであろう。その際、光丘は下役として働いた亀ヶ崎（酒田）詰の足輕たち等に褒美を与えられるように内願したところ、許可されたのであつた。御米置場の工事も一カ月余りで完成したわけであつた。それに関連して、

右御普請時節遅く明年秋中迄取懸可申候、最初窺ニも其旨申上候処、人歩出情二付はかとり、先ハ柵廻り東西八十二間三尺、南北四十五間四方、土居三間、高サ五尺上へ平八尺二致、右惣体三壇二築立、芝凡五千坪之内式千坪程付廻申候、爾今五十人ツ、毎日取懸ケ申候：

と、秋になつて工事を始めたことであり、そのうえ大工事のことであつたので、当初は工事が明年秋までかかるとみられていて、幕府の伺いにもそのように申上げていたが、人足たちが精勤したために、作業が捗つたとする。史料がなく想像の域を出ないが、本間光丘が報奨錢などを出して、人足たちの精勤を引き出した可能性があるのではなからうか。新しい御米置場の内部は東西八十二間三尺（約一四八・五メートル）、南北四十五間（約八十一メートル）の規模であつた。

それを囲む土居は幅三間（約五・四メートル）で高が五尺（約一・五メートル）あつたが、側面を三段にしたうえ、上部の平面が八尺（約二・四メートル）となるように築いたとする。そこに柵木が立てられることになる。翌年正月に行われることになっていた。また土囲の表面五千坪のうち二千坪に芝を植付けた。現在も毎日五十人の人足が芝の植付けに従事しているとする。

ところで、本間家の文書「御米置場修築」では、翌六年正月に立てられる予定の柵木のことについて、御米置場内部の諸建物の工事について、

其外稲刈宮、御錠・御綱・台木蔵々、五ヶ所御番所不残新規立直り、当時最中右取懸り申候^④：

とあるので、一見したところ、翌春以後に建築されたといえそうであるが、前出の竹内日記の十一月七日の記事に「御米置場不残出来」と記し、また下役等に褒賞を求めて許されている点から考えて、その時点でかなりの完成度があつたはずなので、内部の諸建物も五年十一月七日までに基本は完成したとみるべきであろう。事実、前に続けて、

是ハ御普請方私共、右御普請築立一手ニ而有増成就仕候間、大慶第一二御座候、夫故今夜更、明朝出立ニ付取込候共、右段々之趣急相認、御内々為御知申上候、尤右人歩^⑤私寸志御奉公申上候ニ付、賃錢払町方軽キ者潤ニ相成、別而大慶仕候^④

と記しているのは、工事がほとんど完成したことで、明朝急ぎ何処かに出立する慌ただしい状況が示されているが、光丘が中田七郎兵衛と同道で、竹内家老に面会した十一月七日のことを記していると判断すると理解できるようである。

右にも記されているように、今回の大工事は、基本的には御普請御用懸本間光丘の財力に依存して行われたものであり、人足らの賃錢も当然ながらすべて同人より支払われたが、その賃錢は酒田町の「軽キ者」の潤いになつたといえる。酒田町の「軽キ者」とは、丁持や日雇取などの困窮者たちのことであろう。冬期は海船の入津もなく、物資の流通も少なく、従つて丁持等の仕事も少ない時期であるので、今回の大工事での人足として得られる賃錢は暮らしの足しに

なつたわけである。働きに出た人足はのべ二万六八七五人であつたというが、これには翌春の工事の分も含まれていたかとも思われる。今仮に、人足一人の日当を錢百文とすれば、人足賃錢だけで二六八七貫五〇〇文にのぼることになる。金一兩を錢四貫六三〇文とすれば、金五八〇兩ほどになる。柵木などの木材は藩より与えられたものかとも考えられるが、後述のように木材も光丘の方で調達したようである。

さて、十一月七日までに一応完成した御米置場のことを示していると思われるが、本間家の「御米置場修築」関係文書の中に、次のような数字が載せられている。

惣廻り式百五拾五間

内十五間五尺　五ヶ所御門引

右の数字に隣接して図面が載せてあるが、関連する史料であると判断される。御米置場の東西八十二間三尺、南北四十五間だつたので、内部の惣廻りが二五五間となる。ただ御城米が御米置場に搬入し搬出する際に通る門扉（木戸口）の幅は五つ合計で十五間五尺であるとするが、図面の方からは門扉ごとに合計すると十六間三尺という数字が得られるので、数値に若干の開きがあることになる。図面の方の木戸口も五つであり、名称の記載があり、東から尾花沢口、漆山口、長瀨口、柴橋口、大山口となつていた。以前あつた寒河江口がないが、これは同役所が宝暦三年（一七五三）より安永六年（一七七七）まで廃止となつていたのである。図面には記載がないが、西側にもう一つ木戸口があつたはずであり、関係者の通用口であつたと考えられる。

ところで、前述のように明和五年十一月七日に御米置場の普請が一応完成したことから、本間光丘が工事の主な従事者に褒美を下さるよう願ひ出て許可された。竹内日記には、同年十一月十日のこととして、褒賞金についての記載がある。

塚本藤七など、四人の亀ヶ崎足輕には金三分づつが与えられた。人足などの監督などに当たつたものか。また御城米

浦役人の小幡嘉七・富樫伊助と地割世話役の山杵小路多助の三人には金二分ずつ、雇頭の中町長助・上ノ山長八の二人には金一分ずつが与えられた。御城米浦役人も御米置場普請に尽力するところがあつたのであろう。雇われた人足のうち二百人余に対しては米二十俵が与えられた。四斗八升入とすれば石に直し九石六斗であり、一人当たり五升弱に当たつたはずである。二百人余の人足とは精勤した者たちのこととみられる。

その後、十二月十三日とみられるが、次のように御普請御用懸の本間光丘本人にも褒賞が与えられた。

御加増百石並三拾人御扶持方御差添被下置候

本間久四郎^{光丘}

右者御普請掛り相勤、御金・御材木指上、当春江戸江被召登、大津金御片付之義も口粉骨相勤候付被仰下置候：

知行百石と三十人扶持が加増されたものであつた。春に江戸に登つて藩が借用して返済に苦しんでいた大津金を処理したこともあつての褒賞であるとするが、やはり一番は御普請御用懸として御米置場を移築したことであり、何よりも独力で資金・材木を提供したことが評価されてのことであつた。

(11)

しかし、今回の工事が明和五年（一七六八）十一月七日をもつてすべて完了したわけではなかつた。本間家の「御米置場修築」関係文書には来春とあるので、翌六年のことになるわけだが、

前通川岸三壇^後ニ致、川端迄之所、是者来春御普請相初申候、尤正月中右柵木新規檜木柱ニ而相立申候、木数貳千五百本^⑤

とあり、六年正月中に御米置場を取囲んでいる土圍に新しく檜の柱で二五〇〇本の柵木を立てる仕事があつた。また春

の間に最上川の舟着場の付近の河岸を三段にすることや、御米置場より川端までの所の普請を行うことになっていた。その通りに行われたことであろう。それにしても、なぜ五年中に普請を続行しなかったのであろうか。御米置場の普請は、その内部は酒田町方の担当であったが、その周囲は郷方の担当であったので、年末は百姓たちが年貢米の持え・納入に忙しいことから、わざとその時期を避けて、年明けに工事を行ったのかと思われる。

ところで、明和六年（一七六九）春の場合は右の工事だけでは済まなかった。竹内日記に同年正月十六日（新暦二月二十二日）のところに⁽⁵²⁾、

一、中田七郎兵衛申聞候、本間久四郎申遣候御米置場碇小屋と鎮主之⁽⁵³⁾辺甚吹附ケ強候間、少々樹木植付ケ申度候、最前も鎮主ニ松木植付有之候段、七郎兵衛被申聞候、伺之絵図ニ者無之事ニ候へ共も、となり故、苦ケ間敷一統逐評議、久四郎申立通、樹木植候様ニと申達候

御米置場のうち碇小屋と鎮守（稻荷社）の辺りに風の吹付けが甚だ強いので、少々樹木を植え付けたい旨を本間光丘が申し出ていると、普請担当の郡代中田七郎兵衛より家老まで報告があったことを受けて、以前の御米置場の鎮守には松木が植えてあったといので、幕府に伺い出た際に提出した絵図面には樹木を描いていなかったが、老職たち等が評議した結果、樹木は御米置場の外側に植えるものなので支障ないということになって、光丘の申し立て通りに樹木を植えさせることにしたものであった。それらもほどなく作業が終了したものであろう。これによって今回の工事は完全に終了したわけである。そのため、竹内日記の明和六年三月二十二日（新暦四月二十八日）のところに、⁽⁵³⁾改めて

一、酒田御米置場御普請出来ニ付、当十九日松平甚三郎殿彼地江被相越、同廿日見分相済、昨廿二日被罷帰候、御郡代中田七郎兵衛、御普請奉行坂部九兵衛、御郡奉行堀平大夫罷越候

と記されており、御米置場の普請が全く完了したので、家老の松平甚三郎が酒田に赴き、三月二十日に関係役人と共に

普請場を見分し、二十二日に戻つたのであつた。そうすると三月中頃までに普請が完了したものであろう。すでに村山幕領の御城米の新御米置場への搬入・野積みが始まつていたはずである。五月一日付の江戸家老とみられる水野内蔵助・中老藤弥父子より国元老職たちあての書状⁽⁵⁵⁾に、

：御米置場御普請就出来、松平甚三郎罷越、遂検分、委細申上候次第達御聴候、公義江御届格別之御普請所候処、本間久四郎永久之儀深相考、地所・御普請共ニ致成就、甚御喜悅被思召候、依之御祝被成、御上下且又御家中組並士二御取立、御加増百石被下置、高三百石三拾人御扶持被成下候、尤右御知行子孫永々被下置候旨御意ニ御座候、此段久四郎江可被申渡候

とあつて、松平甚三郎が検分した結果の詳細を在府中の藩主（酒井忠徳）に報告したところ、幕府の許可を得て行つた特別な普請として本間光丘が将来のことまで考慮して御米置場を移転して新築したことを藩主が大変喜んで、前年の加増（百石と三十人扶持）とは別に再度知行百石を加増して、永代に高三百石と三十人扶持とし、身分も家中組並士とするので、光丘本人に申し渡すようにという内容であつた。藩が極度の財政難の中で、大工事を完成させたことは、幕府に対して酒井家の面目を失わずに済んだことになり、青年藩主も大いに喜んで、光丘に感謝したものであり、それが再度の加増となつたものであろう。その点から、六年春以降の工事も本間光丘が一切の費用を負担したものであつたとみられる。ただ、どの程度の費用を要したかは明らかでない。少なくとも数千両に及んだことは間違いないであろう。

その他の関係者に対する褒賞も行われた。五月十六日には、

一、中田七郎兵衛義、去年中より御米置場御普請出精相勤候付、御時服・銀子被下置候⁽⁵⁶⁾

と、御米置場普請を担当した郡代中田七郎兵衛に対し、精勤したとして時服と銀子が与えられた。また五月二十五日には、

一、御米置場御出精之御足軽・御町役人等江御褒美申渡候⁽⁵⁷⁾

と、足軽や町役人等にも褒美が与えられた。前年十一月十日以来二度目のことであり、六年春の工事も前年に匹敵する

ほどの大工事だったものであろう。また、材木商であった津国屋太助に対しても、

…明和六丑年御米置場御普請、並御国目付御巡宅御材木買上方実体二取斗候旨被仰渡、所持之屋敷御免地被仰付候(58) というように、明和六年に御米置場などの建築用材の調達を担当して実体に尽力したので、褒賞として津国屋が所持する屋敷を御免地とされたのであった。町役などの負担が免除されることになったものである。

明和七年(一七七〇)九月中旬には、雨が降り続き最上川などが洪水となり、酒田にある庄内藩新井田蔵へも水が押し入り、年貢米一四〇〇俵余が濡米になるという被害が発生した(59)。ところが、御米置場の方には大した被害がなかったようである。本間光丘による御米置場の移築が効を奏して、この時には洪水の被害を避けさせたものであった。

三、安永年間頃の御米置場

安永元年(一七七二)四月十五日に酒田で二千軒以上を焼く大火が起こった(60)。その際、

一、酒田出火、御米置場遁候へ共、江戸表へ届候事(61)

というように、御米置場は火事の被害を受けることがなかったが、それでも庄内藩では幕府にその件を報告したのであった。

火事はもちろん、風水害を蒙る危険が多かったことから、万一のことを考えてのことと思われるが、同月に幕府・柴橋代官が御米置場は風害があるとして、庄内藩に対し同藩の倉庫を借入りたいと申し入れたが、許可されなかった(62)。明和六年(一七六九)春に本間光丘によって御米置場の背後に植林が行われたが、まだ三年ほどしか経っていないので、あまり生育しておらず、風の吹き付けが強かったのであろう。庄内藩の倉庫とは酒田湊に置かれていた新井田蔵の

ことであろう。なお、当時の柴橋代官とは野田弥市右衛門のことである。⁽⁶⁵⁾

庄内藩の預地役所元々役西堀四郎右衛門の覚書に、安永二年（一七七三）閏三月のこと、
一、御米置場御巡行沙汰之事

とあるが、これは在国中の藩主酒井忠徳が三月十八日より四月八日まで領内巡視をした際に、御米置場にも立寄り見分したものである。

安永十年（天明元年、一七八一）は、五月二十六日～二十八日に大雨で大洪水となったし、五月・六月に大水が五度あったという。⁽⁶⁶⁾ その洪水のため、最上川南岸の遊摺部村（現酒田市）では川欠が大量に生じたので、跡村分畑地に居屋敷を移したいと出願した。⁽⁶⁷⁾ 他の村々でも大小なりとも川欠が生じたことであろう。御米置場の辺でも川欠などの損害が生じたようである。同年と推定される七月二十一日付の、郡代中田七郎兵衛より本間光丘あての書状に、同月十三日江戸出立の飛脚が今朝到着したとして、

：先達而御願之最上川御普請、当十一日御願通被蒙仰、御役人衆当十七日江戸発足被致候趣申来候、御同意恐悦奉存候：

とあり、最上川の洪水の被害を受けて、庄内藩が幕府に対し、最上川等の工事を願っていたが、七月十一日に出願通りに許可され、それに伴い普請すべき場所の見分のためとみられるが、幕府役人が七月十七日に江戸を発足したという内容である。普請個所には御米置場の辺りも含まれていたはずである。その点は、右よりも四日前の中田郡代より本間光丘への書状の包紙に、

御米置場御普請役所御用提灯御紋付之儀相伺候所、不苦之旨、則御家老中被仰聞候段申来候書状入とあり、また文言の中にも、

：其元御米置場御役所被差置挑打江御紋之義相伺候所、不苦候間、御紋付候様ニ御家老中被仰聞候間、左様御心得

可被成候

とあるので明らかとなるが、この場合は御米置場の普請役所で用いる提灯に庄内藩の御紋を付けることを伺い出たところ、家老中より許可が出たというのである。「先年⁷¹」とは、おそらく明和五年（一七六八）の時の工事を指していると思われるが、その時のことを先例にして許可されたのであった。庄内藩酒井家の御紋といえは、「鳩酸草」（かたばみ）が有名であるが、この時の提灯にも鳩酸草が用いられたのであろうか。それとも、酒井家の先祖と伝えられる三河の坂井五郎左衛門の家紋であったといわれ、庄内藩でも兵具に付したり、後年には酒田三十六人衆の火事装束に使用を許したといわれる三星紋のことかとも考えられる⁷²。

ともかく、御米置場も普請個所であったわけであるが、御米置場自体ではなく、川岸の部分には欠崩れなどがあって、その復旧工事であったと推測される。幕府より普請が許可されたことを伝える飛脚が到着すると共に、工事に向けての動きが本格化したことであろう。次に示す七月二十二日の中田郡代より光丘あての書状⁷³に、

：今度川御普請諸入用錢過分之事二而、急ニ買上候事ニてハ両替定而引上ケ可申と存候間、此間御内々御頼申進候通御承知被下候ハ、金子者早速御渡申候事ニ可致候、否御報可被仰下候

とあり、工事に際して人足賃の支払や諸物資の購入に多くの錢が必要となるものの、藩の役所が急に金子をもって錢を買い集めれば、錢相場が高騰する恐れがあるので、以前から本間光丘に酒田でなるべく内々に錢買いすることを依頼していたようであるが、今回改めて協力してくれるかどうかの返事を求めたのであり、承知してくれるのであれば必要な金子を早速引き渡したいという内容である。

右のことから、明和五年（一七六八）の場合とは異なり、今回の工事は本間光丘が中心となって行うのではなく、建前としては庄内藩が実施する工事であったといえよう。錢買の件は八月一日付の中田郡代より光丘への書状⁷⁴でも言及されていた。

…今度御用ニ付錢買上之儀厚御取斗被下、外々之迷惑ニ不相成様ニ安両替ニ御買上御差図被下、於私致大慶候、尤三百兩分買上被仰付被下候よし、代り金正五郎之店より御立替置被下候由秀致大慶候、右三百兩被仰下次第、正五郎店江相渡可申候、買上之錢三百兩分ハ津国屋江預リ置候様ニ御沙汰由、是又御面倒之儀忝奉存候：

とあり、錢相場が急騰して外々の迷惑となつたりしないように、安い相場で金三百兩の分の錢買いをするように手配してくれたうえ、光丘の店である正五郎店で金子を立替えていたこと、買上げた錢は津国屋に預け置いたことが知られる。材木商の津国屋太助のこととみられる。また立替えてくれた金子は請求次第に渡すとも記している。ただ金子を引渡すとはしているものの、当時庄内藩は御勝手御用掛の光丘の提案した「天明御地盤立」による財政整理に取組み始めたところであり、容易には引渡せず、実際には光丘の立替に頼つていようである。普請自体も、建前としては藩営であるものの、実際には限りなく光丘に依存していたものと推測される。なお、右の書状では続けて、追加して金二百兩の分の錢買いをしようとしていたようであるが、光丘の助言もあつたようである、その件はとりあえず数日延期することにした⁷⁷としていた。

ところで、八月一日付の中田郡代より光丘あてのもう一通の書状⁷⁸では、普請の見分に下向した幕府役人が同月三日に鶴岡から砂越村（旧平田町）を経て酒田に行き、翌四日に御米置場の普請所を見分するので、その際光丘も同所に詰めて、後で見分の模様を知らせてほしいと記していた。また幕府役人たちが酒田滞在中に止宿先に一度御見舞をした方がよいとも忠告していた。この見分を受けた後に、間もなく工事が始められたとみられる。九月八日（新曆十月二十四日）付の本間光丘より所属長で家中組の頭である組頭あての書状⁷⁹に、

拙者儀御米置場御普請御用ニ付、明九日御礼登城難仕奉存候、依之御断申上候

とあり、九月九日は重陽の節句で、御家中身分の光丘も「御礼登城」の日であつたが、御米置場御普請の御用のため欠席するという旨の届であつた。工事が最中であつたことがうかがえる。今回の工事はおそらく年内に終了したものとみ

られる。幕府役人の見分があつたほどであり、川岸の辺りだけながら、かなりの工事であつたと推測されるが、『酒田市史年表』等には記載がない。

むすびに代えて

本稿では、十八世紀後半の御米置場に関して、主として洪水・火災の被害や改築・移築などの普請について述べたものである。

述べたことを簡単に列挙して、むすびに代えたい。

第一に、二十年前頃から最上川の洪水によって欠崩れが進行したので、明和元年（一七六四）頃には存亡の局面に立たされていた。

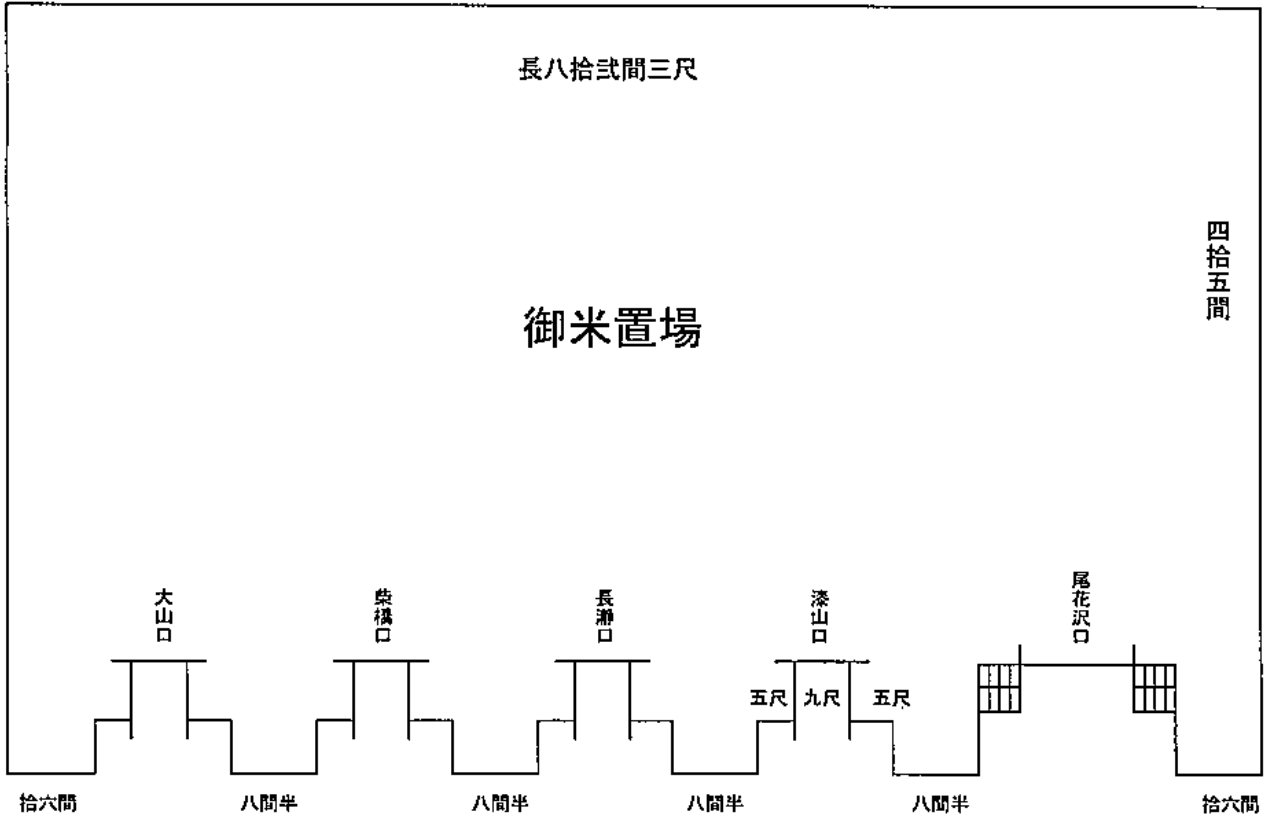
第二に、庄内藩は明和二年に五間程度移動することを幕府に出願したが、その実施の有無については明示した史料がない。おそらく実施したのであろう。また簀田による仮設の「御米置場」によって御城米の廻米業務に支障がないようにしたことは確認される。

第三に、その後も被害が進行したので、明和五・六年に本間光丘を御普請御用懸に任命して、背後の谷を埋め立てて二十五間移動する大工事を実施したが、同人の財力に全面に依存したものであつた。

第四に、明和七年の大水害や安永元年の大火では、御米置場はとりたてて被害を受けずに済んだのであつた。

第五に、天明元年（一七八一）には最上川の大洪水により損害を蒙り、川岸の部分に再び大掛な工事をした。当時の庄内藩は本間光丘のプランによる財政再建取組み中であつたので、一応藩営の工事であつたが、実際には本間光丘が大

本間光丘が移築した御米置場図



(注) 『酒田市史史料篇』(五) P745による。

大きく依存した工事であったと推測される。
大体以上である。

註

- (1) 『酒田市史年表 改訂版』一六〇頁
- (2) 佐藤三郎 『酒田の本間家』五一頁
- (3) 「御米置場修築」(『酒田市史史料篇』五)
- (4) 拙稿「近世中期までの酒田湊・御米置場」(東北公益文科大学『総合論集』九)
- (5) 「御米置場修築」
- (6) 明和年間頃の庄内藩の実高は十九万三千石弱、村数約五五〇ヶ村であった(鶴岡市史編纂会『庄内史要覧』八〇頁)
- (7) 宝暦十三年九月ヨリ「日録」(鶴岡市郷土資料館竹内家文書)、なお竹内八郎右衛門は明和元年四月に家老に昇進した。
- (8) 致道博物館酒井家文書
- (9) 『山形市史』中巻 四九四頁
- (10) 拙著『出羽天領の代官』序章「近世前期の出羽天領と幕府代官」
- (11) 酒井家文書、なお一色安芸守は幕府・勘定奉行である。
- (12) 「御米置場修築」

- (13) 簀田内の地ならし工事をめぐり、酒田町方と郷村方とで若干の対立もあつたとみられる（明和五年正月ヨリ「日記」竹内家文書）
- (14) 岩本成雄『荘内経済年表』二四頁
- (15) 明和五年正月ヨリ「日記」（竹内家文書）
- (16) 郡奉行堀平太夫が作成した絵図面に若干の間違ひがあることが判明して問題になったが、結局不問ということになった。
- (17) 〳（22）明和五年正月ヨリ「日記」（竹内家文書）
- (23) 『酒田市史史料篇』（五）七三一頁、なお「御米置場修築」所収文書である。以下、本史料篇所載の文書はすべて「御米置場修築」所収のものである。
- (24) (25) 明和五年正月ヨリ「日記」（竹内家文書）
- (26) 〳（30）『酒田市史史料篇』（五）七二九・七三〇頁
- (31) 〳（33）「子六月廿二日於御城内被仰渡候覚書」（『酒田市史史料篇』（五）七二九頁）
- (34) 『鶴岡市史』上巻三四二頁
- (35) 『酒田市史史料篇』（五）七三〇・七三一頁
- (36) (37) 明和五年正月ヨリ「日記」（竹内家文書）
- (38) 『酒田市史史料篇』（五）七二七頁
- (39) 〳（41）『酒田市史史料篇』（五）七三二頁
- (42) 佐藤三郎『酒田の本問家』七〇頁
- (43) 後年の享和元年と推定される御米置場普請での砂運び人足賃は錢九十九文と見積もっていた（『酒田市史資料篇』（五）七三二頁）。
- (44) 明和六・七年「庄内藩より御国目付への御答書」（『庄内史要覽』）では、鶴岡での錢相場が金一両に錢四貫六三〇文とある。
- (45) 『酒田市史史料篇』（五）七四五頁
- (46) 拙稿「近世後期庄内藩の預地支配（下）」（東北公益文科大学『総合論集』六）では、明和六年よりの庄内藩預地の時には、庄内幕領の江戸・大坂廻米向けの御城米は御米置場を利用せず、庄内藩の御蔵を利用したと記したが、この記述は正確ではなかった。基本的には庄内幕領村々は御米置場の大山口を利用したのであつたが、村山郡の柏倉陣屋（現山形市）付きの村々が幕領であつた天明七年〳寛政十年の間だけ大山口の利用を柏倉陣屋付き村々に譲つたとみられ、代わりに庄内藩の御蔵を利用したものと推測される。

- (47) 『寒河江市史』 中巻六三九頁
- (48) (49) 明和五年正月ヨリ「日記」(竹内家文書)
- (50) 佐藤三郎『酒田の本間家』六〇頁、なお大津金(大津借)とは、翌年の物成米を抵当に大津商人から借金するものであった。
- (51) 『酒田市史史料篇』(五) 七三二頁
- (52) (53) 明和六年正月ヨリ「日記」(竹内家文書)
- (54) 後年の寛政三年の覚書にも「翌丑三月出来上」とある(『酒田市史史料篇』(五)七五二頁)
- (55) (57) 「御用帳」巻五(『酒田市史史料篇』一)
- (58) 『酒田市史史料篇』(三) 五九五頁
- (59) 「閑栖記抄」(「荘内古事抄」巻、鶴岡市郷土資料館)
- (60) 「閑栖記抄」、『鶴岡市史』上巻三四四頁、なお両者で被災軒数に二百軒近い相違がある。
- (61) 「類例記」三(鶴岡市郷土資料館上野家文書)
- (62) 『酒田港誌』八八頁、『酒田市史年表 改訂版』一七〇頁
- (63) 「幕府領代官一覧」(『山形県史要覧』)、西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』六五頁
- (64) 「類例記」一(上野家文書)
- (65) 鶴岡市史編纂会『荘内史年表』一五九頁
- (66) 『酒田市史年表 改訂版』一七六頁
- (67) (68) 『余目町史年表』一二〇頁
- (69) (71) 『酒田市史史料篇』(五) 七四八・七四九頁
- (72) 『酒田市史年表 改訂版』一二〇頁、『酒田市史 改訂版』上巻七〇二頁
- (73) (74) 『酒田市史史料篇』(五) 七四九頁
- (75) 田村寛三『酒田人名辞典』一一七頁
- (76) 『鶴岡市史』上巻三四七頁
- (77) (79) 『酒田市史史料篇』(五) 七四九・七五〇頁